

上勝町プレミアム付商品券事業に係る商品券取扱店舗募集要項

1 目的

この要項は、消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等を行う事業の実施にあたり、そのプレミアム付商品券を使用して商品やサービス等を購入できる店舗等（以下「特定事業者」と言います。）の募集に関して定めるものです。

2 事業主体・事業の名称

上勝町・上勝町プレミアム付商品券事業

3 プレミアム付商品券を使用できる期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで

4 プレミアム付商品券 発行想定額及び額面等

(1) 発行想定額

総額1,750万円分、3,500冊（5,000円分/冊）

(2) 券面額等

500円の券10枚で1冊

(3) その他

おつりは出ません。

5 特定事業者の要件と登録方法

(1) 要件

町内に店舗を有する法人又は個人事業主であって、上勝町暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないもの。

(2) 登録方法

別紙「上勝町プレミアム付商品券事業商品券取扱店舗（特定事業者）登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、申請期限までに以下の申請先へ持参又は郵送で提出してください。

(3) 申請期限

令和元年8月23日（金）

※ 期限後登録を希望する場合は、お問い合わせください。

(4) 登録申請書の提出先

〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字川北62番地2

上勝町商工会

(5) その他

上勝町から、登録店舗に対して「特定事業者登録証」を交付します。

6 特定事業者の負担

販売手数料・換金手数料の負担はありません。

7 特定事業者であることの周知方法

プレミアム付商品券購入対象者に対し、購入引換券を郵送する際のチラシに記載するほか、上勝町ホームページにも掲載します。

8 プレミアム付商品券の換金

特定事業者は、使用済みプレミアム付商品券を換金するときは、上勝町プレミアム付商品券換金請求書に必要事項を記入し、使用期間内に使用された特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を添え、プレミアム付商品券が使用された月の翌月10日までに上勝町商工会に請求するものとする。

【プレミアム付商品券の概要】

● プレミアム付商品券の販売期間等

(1) 販売期間

令和元年10月1日(火)から令和2年2月28日(金)まで

(2) プレミアム付商品券の購入

購入いただける方は、上勝町発行の「上勝町プレミアム付商品券購入引換券」をお持ちの方のみで、上勝町商工会で販売します。

プレミアム付商品券の額面の上限は25,000円(販売額20,000円)です。

(3) プレミアム付商品券を使用できる期間

令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで

● プレミアム付商品券で購入等できないもの

(1) 不動産又は金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

● プレミアム付商品券使用にあたっての注意事項

(1) プレミアム付商品券の再発行は行いません。

(2) 現金とは引き換えません。

(3) つり銭は支払いません。

(4) 発行番号のないプレミアム付商品券は無効です。

(5) 盗難、紛失又は滅失等に対し、町はその責めを負いません。

連絡先 上勝町住民課 プレミアム付商品券担当 電話：0885-46-0111